

第23節 防疫計画

被災地において、感染症のまん延を防止するための対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 実施責任者

災害地における防疫は、県知事が市町村長と連携を図りながら実施する。



2 防疫業務の実施方法

防疫の活動は、次の方法により行うものとする。

(1) 県の措置

ア 検病調査及び健康診断

被災直後において検病調査を実施するため保健所は検病調査班を編成し、浸水地帯及び集団避難所を重点に被災地区を対象として検病調査を行い、下痢患者等の発見に努めるものとする。

上記の実施にあたっては市町村、地区内の衛生組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努めるとともに、検病調査の結果必要と認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症予防法」という。)第17条の規定による健康診断を実施するものとする。

イ 患者等に対する措置

県知事は、感染症予防法第21条及び同法第47条の規定により、1，2類感染症の患者及び新感染症の所見がある者を感染症指定医療機関に移送するものとする。

ウ 市町村等に対する指示及び命令

県は、感染症予防上必要があると認めるときは、被災市町村における規模態様等に応じてその範囲及び期間を定めて、すみやかに次の事項の指示及び命令を行うものとする。

(ア) 感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定による消毒の実施に関する指示

(イ) 感染症予防法第28条第2項の規定による、ねずみ族・こん虫等の駆除に関する指示

(ウ) 感染症予防法第31条第1項の規定による生活の用に供する水の使用又は給水についての制限

(I) 予防接種法第6条の規定による臨時の予防接種に関する命令

(2) 市町村の措置

ア 消毒方法

市町村は感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族・こん虫等の駆除

市町村は感染症予防法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・こん虫等の駆除を実施するものとする。

ウ 生活の用に供する水の供給

市町村は感染症予防法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

3 防疫活動に必要な携行資材

噴霧器

消毒薬品

昆虫駆除薬剤

検便用資材等

防疫用薬品資材は、必要に応じ一般販売店から緊急調達をする。

(注) 県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧

保管場所ごとの県備蓄医薬品等の品目及び数量

防疫容器材保有数

} を別冊資料編に添付

4 報 告

市町村長は警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について災害防疫実施要綱（厚生労働省定）により管轄保健所を經由して知事に報告するものとする。

(1) 被害の状況

(2) 防疫活動の状況

(3) 災害防疫所要見込経費

(4) そ の 他